

令和5年度クリーニング師試験実施要領

令和5年11月7日
宮崎県福祉保健部

1 試験の日時

(1) 学科試験

令和6年2月8日(木) 午前10時30分から正午まで

(2) 実地試験

令和6年2月8日(木) 午後1時から午後5時まで

2 試験の場所

宮崎市橘通東1丁目9番18号 県庁防災庁舎7階 防73号室ほか

3 試験科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規及び公衆衛生に関する知識

イ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

ア 洗たく物の処理に関する技能(薬品鑑別、繊維鑑別)

イ 洗たく物の処理に関する技能(アイロン仕上げ)

4 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する規則(昭和30年厚生省令第21号)附則第2項に規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

5 受験手続

(1) 願書受付期間等

ア 受付期間 令和6年1月4日(木)から1月18日(木)まで
(ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

なお、郵送による提出の場合は、令和6年1月18日(木)までの消印有効とする。

(2) 提出書類

ア 受験願書 2部

イ 履歴書 2部(市販の用紙でも可)

学歴については、詳細に記入すること。また、クリーニング業務に従事している場合は、経験年数についても記入すること。

ウ 受験資格を有することを証明する書類 1部

最終学校の卒業証明書・修了証明書若しくは卒業証書・修了証書の写し又は厚生労働大臣の受験資格認定書の写し。ただし、卒業証書・修了証書の写しについては、書類提出の時に必ず原本と確認すること。

なお、卒業証明書・修了証明書については、過去5年間の宮崎県クリーニング師試験の受験票を提出する場合は、省略できる。

また、証明書類と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を添付すること。

エ 写真 1枚

出願前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。

オ 受験票 1部

受験票（ハガキ）には、63円切手を貼付し、受験票が確実に郵送されるよう郵便番号、住所、氏名を明確に記入すること。

(3) 受験手数料

7,200円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

なお、提出書類を受理した後は、申込みを取消した場合又は試験を受けなかった場合であっても返還しません。

(4) 提出先

県内各保健所

(5) 受験票の送付

受験票は、衛生管理課から直接受験者に送付します。受験前日までに受験票が届かない場合は、受験願書受付保健所又は衛生管理課にお問い合わせください。

6 合格発表

令和6年2月22日（木）午前9時に合格者の受験番号を県内各保健所に掲示するとともに、県ホームページに掲載します。

また、すべての受験者には、合否を郵送にて通知します。

7 試験結果の簡易開示

宮崎県個人情報保護条例第26条の規定に基づき、受験者は、口頭により、クリーニング師試験の結果について、開示請求することができます。

(1) 簡易開示請求期間

合格発表日から令和6年3月22日（金）まで

(2) 簡易開示対象

本年度クリーニング師試験の科目別得点及び総合得点

(3) 開示請求

受験者本人が、衛生管理課に本人であることを証明できる書類（運転免許証、健康保険証、学生証又は身分証明書、旅券、合格通知等）を持参し、請求すること。

(4) 開示方法

原則として、閲覧又は口頭による伝達の方法によるものとし、写しの交付は認めません。

8 その他

(1) 受験者は、試験当日、午前10時までに試験会場に集合すること。

(2) 受験者は、試験当日、受験票及び筆記用具を持参すること。